

# 新型コロナウイルス感染症に関する緊急提言【兵庫県】

全国的に新型コロナウイルス感染症の感染が再拡大し、緊急事態措置が延長される中、医療検査体制の確保、営業時間短縮や休業要請の確実な実施とこれに応じた事業者への協力金の迅速な支給、事業継続や雇用確保等に向けた支援の強化が求められています。

また、社会経済活動の本格的な回復に向け県民の期待が大きいワクチン接種については、実施過程において多くの課題が生じています。

国としても、県民の命とくらしを守る地方公共団体の取組や、影響を受けている事業者等を力強く支援いただくよう、下記について提言します。

## 記

### 1 地方創生臨時交付金の増額等 【内閣官房、内閣府】

#### (1) 事業者支援分の早期の追加交付

- 全国的に感染が再拡大し、4月23日に、本県を含めて緊急事態宣言が発令されるとともに、事業者支援や感染症対策の取組を強化するため、事業者支援分が創設された。

これを受け、国から都道府県に対しては、月次支援金や観光関連事業・交通事業等の国の支援措置に事業者支援分を活用して上乗せ措置等の積極的な取組が要請されている。

また、緊急事態宣言地域では、大規模施設等に対する協力金について、都道府県独自に休業・営業時間短縮の上乗せ措置を要請する場合には、協力要請推進枠において国がその60%を財源措置し、残る40%の地方負担については、即時対応特定経費交付金の対象外とされ、事業者支援分の充当が可能とされた。

加えて、本県では、緊急事態宣言下において、①回復患者を受け入れる医療機関等への支援や高齢者施設等の従業者への集中的検査等の感染症対策の強化、②国の要請以外の事業者支援に多額の事業費が見込まれる。

これらにより、事業者支援分の所要額が多額となっていることから、事業者支援分のうち留保されている2,000億円について、早期に追加交付すること。

#### (2) 緊急事態宣言下で休業要請等の上乗せ措置等を実施する都道府県への事業者支援分の重点配分

- 本県をはじめ、緊急事態措置の対象都道府県においては、(1)のとおり、事業者支援や感染症対策の取組に多額の負担が生じる上に、大規模施設等に対する協力金について、都道府県独自に休業・営業時間短縮の上乗せ措置の要請等を行うことにより、事業者支援分の所要額が多額となっているところである。

したがって、事業者支援分の留保分2,000億円の追加交付時には、緊急事態措置の対象となり、当該上乗せ措置を行う都道府県に重点的に配分すること。

### **(3) 即時対応特定経費交付金の適用期間延長**

- ・ 協力要請推進枠（国の負担割合が80%の場合）に対する地方負担20%分については、5月31日までの間、即時対応特定経費交付金の適用対象とされている。  
6月以降も、全国的に営業時間短縮要請や休業要請に区切りがつくまでの間は、即時対応特定経費交付金の適用を継続すること。

### **(4) 地方の必要額を踏まえた更なる増額**

- ・ 事業者支援分（5,000億円）及び地域観光事業支援（1,000億円）が創設されたが、3月に公表された全国知事会調査における地方創生臨時交付金の6,000億円の不足は、第4波到来前のものであった。  
4月以降の緊急事態措置等により不足額は更に拡大しているため、予備費の活用などにより更なる増額を行うこと。

### **(5) 大規模施設等の協力金に関する事務費の措置**

- ・ 飲食店等に対する規模別協力金については、別途事務費が措置されている。  
一方、大規模施設等に対する協力金については事務費が措置されていないが、このたび定額から規模に応じた算定方法に変更され、面積の判定など多くの事務負担が生じることとなった。  
このため、大規模施設等に対する協力金についても、飲食店に対する協力金と同様に事務費を措置すること。



### (3) 雇用確保対策の推進

- 雇用調整助成金の特例措置等は、5月以降、緊急事態宣言に伴う営業時間短縮等に協力する事業主や特に業況が悪い事業主などに限り、従来の特例措置が継続された。

しかし、緊急事態宣言の長期化の影響が拡大していることを踏まえ、業種や業況に関わらず特例措置を延長するとともに、5月以降の縮減内容(対象事業主、助成額の上限、助成率)については、縮減前と同等となるよう遡及適用を行うこと。

(※ 現行の特例措置：6月30日まで(7月以降は、更に縮減予定))

	判定基礎期間の初日	～4月末	5月・6月	
中小企業	原則的な措置(※1) 【全国】	4/5(10/10) 15,000円	4/5(9/10) <b>13,500円</b>	
	業況特例(※2) 【全国】	—	4/5(10/10) 15,000円	
	営業時間の短縮等に協力する事業主	緊急事態宣言	—	4/5(10/10) 15,000円
		まん延防止等重点措置		4/5(10/10) 15,000円
大企業	原則的な措置(※1) 【全国】	2/3(3/4) 15,000円	2/3(3/4) <b>13,500円</b>	
	業況特例(※2) 【全国】	4/5(10/10) 15,000円	4/5(10/10) 15,000円	
	営業時間の短縮等に協力する事業主	緊急事態宣言	4/5(10/10) 15,000円	4/5(10/10) 15,000円
		まん延防止等重点措置		4/5(10/10) 15,000円

注 金額は1人1日あたりの上限度、括弧書きの助成率は解雇等を行わない場合

※1 原則的な措置

最近1か月間の売上高または生産量などが前年同月比5%以上減少  
(比較対象とする月については、柔軟に取り扱い)

※2 業況特例

AとBそれぞれの月平均値の生産指標(売上高等)を比較し、Aが30%以上減少

- ・A：被雇用者の休業初日が属する月から遡って3ヶ月間の生産指標
- ・B：Aの3ヶ月間の生産指標に対して、前年同期または前々年同期の生産指標

### 3 学生に対する支援の強化 【文部科学省】

新型コロナウイルス感染症の影響により、アルバイト収入が減少するなど経済的に困窮している大学生・専門学校生等を支援するため、高校生の就学支援より要件が厳しい修学支援(授業料等減免、給付型奨学金)の要件緩和を図るなど、支援を強化すること。

(※ 収入要件(両親・本人・中学生の家族4人世帯の場合の目安)

- ・高校生：世帯年収約910万円未満
- ・大学生等：世帯年収約380万円未満

(※ 令和2年度には学生支援給付金が支給(10万円(住民税非課税世帯20万円))されたが、令和3年度には実施されていない。)

#### 4 ワクチン接種の推進 【内閣官房、厚生労働省】

##### (1) モデルナ社・アストラゼネカ社製のワクチンの早期承認

- ・ 7月末までに高齢者の接種を終え、すべての国民に早期の接種を行うためには、ワクチンの確保が最も重要となるため、モデルナ社やアストラゼネカ社製のワクチンについて、早期に承認すること。
- ・ 承認後、大規模接種の促進等を図るためにも、必要なワクチンを十分に確保し、早急に地方公共団体へ配分すること。

##### (2) 具体的な配送日等に関する早期の連絡

- ・ 具体的な配送日や配送数などに関する国からの連絡について、従来より早く、概ね1週間前に連絡が来ているが、市町における集団接種の実施に向けたスケジュール等を考慮すると、可能な限り更に早期の連絡を行うこと。

##### (3) ワクチン接種に関する適切な国の財政措置

- ・ 大規模接種を含め、ワクチン接種に要する費用について地方負担が生じることがないように、地方公共団体の意見も十分に踏まえ、会場運営委託に要する経費等に対する新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金等の所要額を確実に措置すること。
- ・ 時間外(2,800円)及び休日(4,200円)については接種費用委託単価が引き上げられたが、通常の接種費用接種単価(2,070円)はインフルエンザの予防接種と比較しても低いため、当該単価についても引き上げること。
- ・ 接種費用委託に関する新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金の交付対象は、市町村に限られている。  
しかし、都道府県が行う大規模接種については、都道府県と市町村の間の費用負担が不明確となり、精算事務も煩雑となることから、実施主体である都道府県に対して直接交付すること。

##### (4) 大規模接種の実施を担う人材の確保

- ・ 大規模接種を実施する場合には、接種を担う人材を更に確保する必要があるため、国立病院機構や労災病院、社会保険病院、学校共済病院、企業立病院などに対しても、関係省庁から働きかけ、国においても必要な人材確保の支援を行うこと。

##### (5) 接種実績報告の簡素化

- ・ 接種を行うことが重要であるなか、実績報告が接種現場において大きな負担となっている。  
1回目の接種実績の省略やVRS・V-SYSのいずれかの入力に限るなど、実績報告の簡素化を図ること。

## 5 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の所要額確保、対象事業拡充

【厚生労働省】

### (1) 所要額の確保

- ・ 国の令和2年度三次補正予算（令和3年度に繰越）では、今年度上半期の感染収束を見込んだ上で、概ね9月分までの所要見込額が計上されている。  
しかし、第4波の感染拡大により既にその所要額は大幅に増加しているため、国の責任において、確実に所要額を確保し、迅速な交付を行うこと。

### (2) 対象事業の拡充

- ・ 感染拡大防止のため、医療・検査体制の確保・強化を図っているが、対象事業が限定的であるため、以下のような、地域の実情に応じた取組を行えるよう、対象事業を拡充すること。
  - 高齢者施設等の入所者及び従事者へのPCR検査に伴う費用
  - 入院医療機関に対する運営経費支援  
＜本県の対応：入院患者一人当たり12,000円/日（GW期間中は24,000円/日）を支援＞
  - 回復者を受け入れる医療機関や社会福祉施設に対する支援  
＜本県の対応：受入一人当たり100,000円を支援＞
  - 自宅待機者へ介護・障害福祉サービスを提供する事業者に対する支援  
＜本県の対応：（訪問介護の場合）1日当たり訪問介護38,000円を支援＞
  - 長期休暇中に診療を行う医療機関や薬局に対する運営経費支援  
＜本県の対応：年末年始及びGW期間中、1日当たり15,000円を支援＞

令和3年5月19日

兵庫県知事 井戸 敏三